

神戸登山プロジェクトの推進に向けた神戸市と株式会社ヤマップとの事業連携協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマップ（以下「乙」という。）とは、相互に連携することで、神戸登山プロジェクトを推進し、安心・安全に「登山」を楽しむ環境を向上させ、神戸の山で登山を楽しむ市民の増加や、観光誘客に繋げるため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 安全登山の推進・啓発
- （2） 登山道整備促進
- （3） 登山ルート情報の発信
- （4） 登山データの共有・分析
- （5） 神戸登山の魅力発信と観光誘客
- （6） その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に 関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（方針の協議）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいた当該年度の連携事業の実績を総括したうえで、次年度の連携の方針を協議するものとする。

(協定の解除)

第5条 甲及び乙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月2日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 福岡市博多区博多駅前3-23-20 博多 AG ビル 6F
株式会社ヤマップ
代表者 代表取締役 CEO 春山 慶彦